

# 令和6年度保育園申し込みについて

## 入所申込対象児童

平成30年4月2日以降に生まれた子ども

## 必要書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育園・幼稚園入園申込書（※児童の人数分提出）
- 「保育を必要とする理由」を確認できる書類（※該当するものを1部提出）
  - 就労の場合：就労証明書(育児休業を取得中又は取得予定の方は、育児休業取得証明書をあわせて提出)※保護者の人数分
  - 妊娠・出産の場合：母子健康手帳の写し
  - 病気又は障がいがある：診断書又は身体障害者手帳などの写し
  - 同居又は長期入院等している親族の介護・看護：看護(介護)されている人の診断書又は身体障害者手帳などの写し
- マイナンバーカード等の個人番号のわかる書類

## 定員・受付等

| 住 所    | 保育園（所）  | 定員  | 受付期間                                                               |
|--------|---------|-----|--------------------------------------------------------------------|
| 海山地区   | 上里保育園   | 50人 | 11月1日（水）～11月30日（木）<br>午前9時～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日除く<br>海山総合支所で受付        |
|        | 相賀幼稚園   | 60人 |                                                                    |
| 紀伊長島地区 | ひかり保育園  | 40人 | 11月1日（水）～11月30日（木）<br>午前9時～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日除く<br>各保育園及び本庁福祉保健課で受付 |
|        | ひがし保育園  | 50人 |                                                                    |
|        | 三浦保育園   | 20人 |                                                                    |
|        | ふらここ保育園 | 30人 |                                                                    |

※11月8日（水）午後3時～午後5時 上里保育園にて受付を行います。

## 保育の必要性の認定

保育園を利用する場合は、教育・保育給付認定申請書を提出し、利用のための「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

### 【認定区分】

| 年 齢                | 保育の必要性                            | 認定区分    |      | 利用時間   | 利用先 |
|--------------------|-----------------------------------|---------|------|--------|-----|
| 満 3 歳 以上<br>の 場 合  | 教育を希望される場合                        | 1 号 認 定 | 教育認定 | 教育標準時間 | 幼稚園 |
|                    | 「保育の必要な事由」に該当し、保育園での養護と教育を希望される場合 | 2 号 認 定 | 保育認定 | 保育標準時間 | 保育園 |
|                    |                                   |         |      | 保育短時間  |     |
| 満 3 歳 未 満<br>の 場 合 |                                   | 3 号 認 定 | 保育認定 | 保育標準時間 | 保育園 |
|                    |                                   |         |      | 保育短時間  |     |

※年齢については、令和6年4月1日時点の年齢になります。

※幼稚園に関しては、学校教育課へお問い合わせください。

保育園を希望される場合の保育認定（2号認定：3歳以上、3号認定：0歳～2歳）には、次の3点が考慮されます。

【1. 保育を必要とする事由】（次のいずれかに該当）

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学（職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、やむをえない事情があると町長が認めるとき



【2. 保育の必要量】

- ①「保育標準時間」利用・・・両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（1日最長11時間）
- ②「保育短時間」利用・・・両親又はいずれかがパートタイム就労等を想定した利用時間（1日最長8時間）

※必要量は認定するうえで必要となる区分です。保育時間は利用施設により異なるため各施設にご確認ください。

【3. 優先利用への該当の有無】

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障がいを有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧その他町が定める事由

**認定及び入所決定**

- ①書類等で審査し、先に支給認定決定通知書と入所承諾通知書を令和6年2月頃に発送します。その後、保育料決定通知を発送します。
- ②利用する保育所については、申請者の希望、施設の利用状況などに基づき、町が利用の調整を行いますので予めご了承ください。

## 保育料

※保育料無償化について

①3歳から5歳（2号認定者）のすべての子ども

②0歳から2歳（3号認定者）の町民税非課税世帯の子ども の保育料が無償化されています。

※3歳から5歳（2号認定者）のすべての子どもの副食費が無償化されています。

《紀北町保育料利用者負担額表》

（月額：単位：円）

| 3号認定者（0歳～2歳）            |            | 第1子    |        | 第2子    |        | 第3子以降 |     |
|-------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 階層区分、定義                 | 世帯の状況      | 標準時間   | 短時間    | 標準時間   | 短時間    | 標準時間  | 短時間 |
| ①生活保護世帯                 |            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 0   |
| ②町民税非課税世帯               |            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 0   |
| ③町民税均等割課税世帯のうち所得割非課税    | ひとり親世帯等    | 4,750  | 4,650  | 0      | 0      | 0     | 0   |
|                         | 上記以外の世帯    | 10,500 | 10,300 | 5,250  | 5,150  | 0     | 0   |
| ④町民税所得割課税額<br>48,600円未満 | ひとり親世帯等    | 7,000  | 6,900  | 0      | 0      | 0     | 0   |
|                         | 上記以外の世帯    | 15,000 | 14,800 | 7,500  | 7,400  | 0     | 0   |
| ⑤町民税所得割課税額<br>77,101円未満 | ひとり親世帯等    | 9,000  | 9,000  | 0      | 0      | 0     | 0   |
| ⑤町民税所得割課税額<br>57,700円未満 | 上記以外の世帯    | 20,500 | 20,200 | 10,250 | 10,100 | 0     | 0   |
| ⑤町民税所得割課税額              | 97,000円未満  | 20,500 | 20,200 | 10,250 | 10,100 | 0     | 0   |
| ⑥町民税所得割課税額              | 133,000円未満 | 24,200 | 23,800 | 12,100 | 11,900 | 0     | 0   |
| ⑦町民税所得割課税額              | 169,000円未満 | 28,000 | 27,600 | 14,000 | 13,800 | 0     | 0   |
| ⑧町民税所得割課税額              | 301,000円未満 | 36,500 | 35,900 | 18,250 | 17,950 | 0     | 0   |
| ⑨町民税所得割課税額              | 397,000円未満 | 40,000 | 39,400 | 20,000 | 19,700 | 0     | 0   |
| ⑩町民税所得割課税額              | 397,000円以上 | 52,000 | 51,200 | 26,000 | 25,600 | 0     | 0   |

※4月分から8月分までの保育料は前年度分の市町村民税額

9月分から3月分までの保育料は当該年度分の市町村民税額 で算定します。



◎保育料は、以下の項目によって算定されます。

(1) 児童の4月1日時点の年齢（3号認定：0歳～2歳）

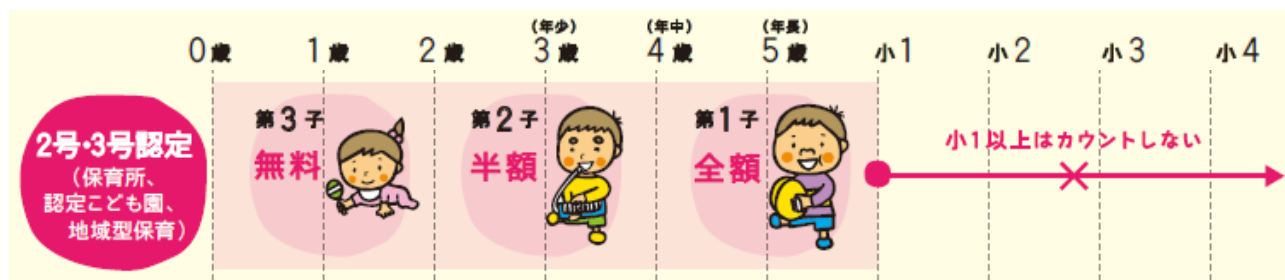
(2) 保育標準時間または短時間の区分

(3) 世帯の町民税額が課税または非課税

課税の場合は世帯の町民税の所得割額の合計

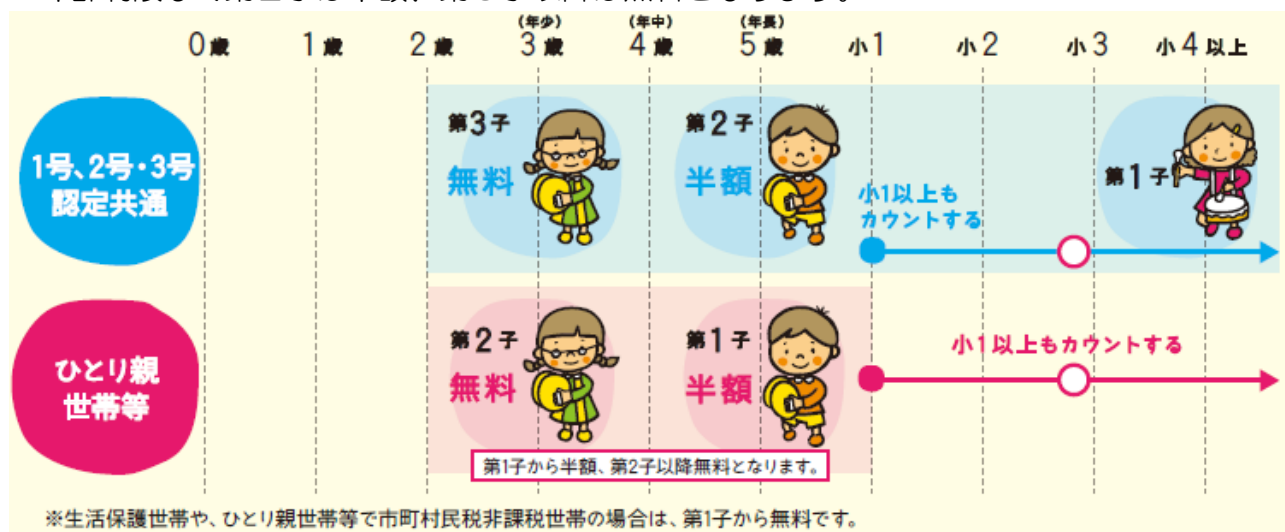
(4) 多子世帯の保育料の軽減

きょうだいで利用する場合、幼稚園または保育園に入っている最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、3歳～5歳の子どもの保育料は何人目の子どもかに関わらず無償です。



【町民税所得割課税額 57,700 円未満（ひとり親等世帯は 77,101 円未満）の世帯は軽減措置が拡充されます】

年齢制限なく第2子は半額、第3子以降は無料となります。



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

(5) ひとり親世帯等の保育料の軽減

ひとり親世帯等（ひとり親世帯または、障害のある保護者または子どものいる世帯を指します）で、町民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯は、第1子から半額、第2子以降無料となります。

(6) 同居祖父母のいる場合での算出

父母または入所児が祖父母の所得税・健康保険上の扶養になっている場合、祖父母の収入も算定の対象とします。

※ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

【事務担当】

紀北町役場 福祉保健課 地域福祉係  
TEL：0597-46-3122